

く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての特別養護老人ホームの建物にあつては、準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。

一 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、第八条第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 第八条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間ににおいて行うこと。

ハ 火災における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

前項の規定にかかるらず、都道府県知事(指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)が、火災予防、消防活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての特別養護老人ホームの建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員す

3 ること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の待遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

チ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
二 静養室
イ 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
ロ イに定めるもののほか、前号ロ及び三から五までに定めるところによること。
三 浴室
介護を必要とする者が入浴するのに適した

のいずれにも該当する建物に設けられる居室等についても、この限りでない。

一 居室、静養室等のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャード通行するためには必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上）有すること。

二 三階以上の階にある居室、静養室等及び

のいずれにも該当する建物に設けられる居室等について、この限りでない。

一 居室・静養室等のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するためには必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上）有すること。

二 三階以上の階にある居室・静養室等及びこれら地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

三 居室・静養室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令（昭和二十二年政令第三百三十八号）第百十二条第一項に規定する特定防火設備（以下「特定防火設備」という。）により防災上有効に区画されていること。

前各項に規定するもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 廊下及び階段には、手すりを設けること。

四 階段の傾斜は、緩やかにすること。

五 居室、静養室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

（職員の配置の基準）

第十二条 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。

一 施設長 一

二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 生活相談員 入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上

四 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）

イ
ロ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに「以上」とすること。

(1) 入所者の数が三十を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法

(2) で、一以上
入所者の数が三十を超えて五十を超える

(3) 勤換算方法で、二以上

(4) えなし特別養護老人ホームにおいては、常勤換算方法で、三以上

老人ホームにあつては、常勤換算方法で、三に、入所者の数が百三十を超えて

栄養士 一以上

七 横前記 組合事務員 一以
調理員、事務員その他の職員 当該特別養
護老人ホームの実情に応じた適當数

前項の力所者の数は前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

第一項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数

で除すことにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。

相談員は、常勤の者でなければならぬ。第一項第四号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならぬ。

第一項第六号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型

り設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は

8 病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつゝ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が二十九人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

9 特別養護老人ホーム（離島振興法（昭和二十九年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島 小笠原諸島島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が三十人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。）に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第二百二十二条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第二百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われる場合には、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われる認められるときは、これを置かないことができる。

域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の待遇が適切に行われる認められるときは、これと置かなければならぬ。

（サービス提供困難時の対応）

第十二条の二 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（入退所）

第十三条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十四項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行ふ者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他人入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行つてはならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行つう者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入所者の処遇に関する計画）

第十四条 特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、二十四項に規定する居宅サービス計画をいう。の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行つう者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第十五条 特別養護老人ホームは、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならぬ。

（処遇の方針）

2 入所者の処遇は、入所者の処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。

3 特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たつては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならぬ。

4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たつては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他人入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ふを記録しなければならない。

の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物にあつては、準耐火建築物とができる。一居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二、居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ、当該ユニット型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第四十二条において準用する第八条第一項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ、第四十二条において準用する第八条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間ににおいて行うこと。

ハ、火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物であつて、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一、スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二、非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消防活動が可能なものであること。

三、避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

ユニット型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただ

し、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次の各号(第一号を除く。)に掲げる設備の一部を設けないことができる。

一、ユニット

二、浴室

三、医务室

四、調理室

五、洗濯室又は洗濯場

六、汚物処理室

七、介護材料室

八、前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

イ、前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、同一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(3) 地階に設けてはならないこと。

(4) 一の居室の床面積等は、十・六・五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(5) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(6) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。

(7) 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

(8) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二、共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するこど。

(2) 地階に設けてはならないこと。

(3) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(4) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ、洗面設備

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

二、便所

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

三、浴室

(1) 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとする。

四、医療室

(1) 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

(2) 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

五、調理室

(1) 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

第三十六条 入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿つて自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとし行われなければならない。

2、入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持つて生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3、入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4、入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者

レッチャードで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上)有すること。

二、三階以上の階に於けるユニット又は浴室及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料ですること。

三、ユニット又は浴室のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有效地に区画されていること。

前各項に規定するもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

一、廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上(中廊下にあつては、一・八メートル以上)として差し支えない。

二、廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三、廊下及び階段には手すりを設けること。

四、階段の傾斜は、緩やかにすること。

五、ユニット又は浴室が二階以上の階に於ける場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

一、廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

二、廊下及び階段には手すりを設けること。

三、廊下及び階段には手すりを設けること。

四、階段の傾斜は、緩やかにすること。

五、ユニット又は浴室が二階以上の階に於ける場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

一、廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

二、廊下及び階段には手すりを設けること。

三、廊下及び階段には手すりを設けること。

四、階段の傾斜は、緩やかにすること。

五、ユニット又は浴室が二階以上の階に於ける場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

(準用)

第五十九条

第二条から第九条まで、第十二条の二から第十五条まで、第十七条から第二十九条まで及び第三十一条から第三十二条の三までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは、「第五十九条において準用する第十五条第五項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは、「第五十九条において準用する第二十九条第二项」と、同項第五号中「第三十二条第三項」とあるのは、「第五十九条において準用する第三十二条第三項」と、第二十三条第二項中「第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十二条の三まで」とあるのは、「第五十七条及び第五十八条並びに第五十九条において準用する第七条から第九条まで、第十二条の二から第十五条まで、第十七条から第二十九条まで及び第三十二条から第三十二条の三まで」と読み替えるものとする。

第六十条

ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)

ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物(入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く)は、耐火建築物でなければならない。(ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物については、準耐火建築物とることができる。)一居室等を二階又は地階に設けてある。(次に掲げる要件の全てを満たすこと。)イ 当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防士

署長と相談の上、第六十三条において準用する第八条第一項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 第六十三条において準用する第八条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間ににおいて行うこと。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

前項の規定にかかるらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物であつて、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認められたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消防活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

四 共同生活室は、いずれかのユニットに管することができる設備を備えること。

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに管することができる設備を設けること。

(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(3) 共同生活室は、いずれかのユニットに管することができる設備を設けること。

(4) 共同生活室は、いずれかのユニットに管することができる設備を設けること。

五 二 淋浴室
四 調理室
洗濯室又は洗濯場

汚物処理室
介護材料室

八 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

九 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室

(1) 一の居室の定員は、一人とすること。
ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、おおむね八十人以下とし、十五人を超えないものとする。

イ 居室

二 洗面所

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適當数設けること。

(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

二 浴室

(1) 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(2) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

三 医療室

(1) 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するためには必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医療室を必要とせず、入居者を診療するためには必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

四 調理室

イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

ロ サテライト型居住施設の調理室について

は、本体施設の調理室で調理する場合であつて、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

ユニット及び浴室は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

一 ユニット又は浴室のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有す

トの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

四 必要な設備及び備品を備えること。

八 洗面設備

九 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適當数設けること。

二 三階以上の階にあるユニット又は浴室及び壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

三 ユニット又は浴室のある三階以上の各階がこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有效地に区画されていること。

前各項に規定するもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下の幅は、一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないことが認められるときは、これによらないことができる。

二 廊下、共同生活室、便所その他の必要な場所に常夜灯を設けること。

三 廊下及び階段には手すりを設けること。

四 階段の傾斜は、緩やかにすること。

五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

六 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

(介護)

第六十二条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

七 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもつて入浴の機会の提供に代えることができる。

5 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方針により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

6 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならぬ。

7 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡<じくじやう>が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

8 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、前各項に規定するものほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

9 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。
(準用)

第六十三条 第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十三条から第三十一条の三まで、第三十三条、第三十四条、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで及び第五十八条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第六十三条において準用する第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第六十三条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十二条第三項」とあるのは「第六十三条において準用する第三十二条第三項」とある。

三十八条から第四十一条まで及び第五十八条と読み替えるものとする。

第七章 雜則

(電磁的記録等)

第六十四条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、賛本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面による情報処理の用に供され、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

第二 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームであつて、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和六十二年厚生省令第十二号）附則第四条第一項（同令第四条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号。次条第二項において「設備運営基準」という。）第十八条第二項第十六号の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていたもの（平成十六年四月一日以降に全面的に改築されたものを除く。）について、「設備運営基準」という。第十八条第二項第十六号の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けたもの（平成十六年四月一日以降に全面的に改築されたものを除く。）については、第十一条第三項第十四号、第三十五条第三項第六号、第五十五条第三項第十四号及び第六十一条第三項第六号の規定は、当分の間適用しない。

三十八条から第四十 と読み替えるものと **第七章 雜則** (電磁的記録等)

第三条 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームの建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次条において同じ。）について第十二条第四項第一号及び第五十五条第四項第一号の規定を適用する場合においては、第十二条第四項第一号ハ及び第五十五条第四項第一号ハ中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。

第四条 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームであつて、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令附則第四条第二項（設備運営基準第二十条の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていたものについて、前項の規定を適用する場合においては、同項中「原則として四人」とあるのは、「八人」とする。

第五条 平成十七年三月三十一日までの間は、第十二条第一項の規定を特別養護老人ホームであつて小規模生活単位型特別養護老人ホーム若しくは一部小規模生活単位型特別養護老人ホームでないもの又は一部小規模生活単位型特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分に適用する場合においては、同項第四号イ中「三」とあるのは、「四・一」とする。

第六条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律）（平成十八年法律第八十三条号）附則第一百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第八条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（法定第二十条の六に規定する軽費老人ホームをい

う。以下同じ。) その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。) し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第十四条第四項第九号イ及び第五十五条第四項第九号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第七条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設・軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第十二条第四項第九号イ及び第五十五条第四項第九号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

二 食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十五平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができます。

第八条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一

般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第十二条第六項第一号、第三十五条第六項第一号、第五十五条第六項第一号及び第六十一条第六項第一号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

附 則 (平成一二年六月七日厚生省令第
九九号)
抄
一〇〇号)

(施行期日)
(施行期日)

1
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年二月二二日厚生労働省
令第一〇七号)
(経過措置)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホーム(基本的な設備が完成しているものと含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。次項において同じ。)であつて、この省令による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(以下「新基準」という。)第三章(第三十五条第四項第一号イ(4)及び同号ロ(3)を除く。次項において同じ。)に規定する基準を満たすものについて、新基準第三十五条第四項第一号イ(4)の規定を適用する場合においては、同号イ(4)中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「二十一・三平方メートル以上」であるのは「二十一・三平方メートル以上」とする。

2 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームであつて、新基準第三章に規定する基準

を満たすものについて、新基準第三十五条第四項第一号ロ(3)の規定を適用する場合においては、同号ロ(3)中「三平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

(経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホーム(この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。次項及び第三項において同じ。)は、特別養護老人ホームであつてユニット型特別養護老人ホームでないものとみなす。

2 この省令の施行の際現に存する特別養護老人ホームであつて、新基準第十二条及び第三章に規定する基準を満たすものが、その旨を都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)においては、指定都市又は中核市の市長。次項において同じ。)に申し出た場合には、前項の規定は適用しない。

附 則 (平成一五年三月一四日厚生労働省令第三号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年七月九日厚生労働省令第一一二号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年九月七日厚生労働省令第一三九号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この省令の施行の際現に特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令附則第二条第一項の規定の適用を受けている特別養護老人ホームについて、この省令

による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第三十五条第四項第一号イ（4）（i）の規定を適用する場合においては、同号イ（4）（i）中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上」とする。

附 則（平成一八年三月一四日厚生労働省令第三八号抄施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第百七号）附則第二条第一項の規定の適用を受けている特別養護老人ホームに係るこの省令による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「新基準」という。）第六十一条第四項第一号イ（4）（i）の規定の適用については、同号イ（4）（i）中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「二十一・三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上」とする。

2 この省令の施行の際現に特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令附則第二条第二項の規定の適用を受けている特別養護老人ホームに係る新基準第六十一条第四項第一号ロ（3）の規定の適用についてとは、同号ロ（3）中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

第三条 特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等（新基準第五十六条第十一項に規定する指定短期入所生活介護事業所等をいう。）のうち、この省令の施行の際現にその入所定員が当該特別養護老人ホームの入所定員を超えているもの（建築中のものも含む。）については、同条第十三項の規定は適用しない。

第六条 この省令の施行の日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イ(2)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準第二条第一項第三号イ及び第四十七条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
前項の規定は、新居宅サービス等基準第百四十二条の四第六項第一号イ(2)、新地域密着型

第一項第一号イ（3）（i-i）、第四条の規定による改正前の介護予防サービス等基準第百五十三条第六項第一号イ（3）（後段に係る部分に限る）、第八条の規定による改正前の指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イ（3）（i-i）、第九条の規定による改正前の介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ（3）（i-i）、第十条の規定による改正前の指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ（3）（i-i）、第四十条第二項第一号イ（3）（i-i）及び第四十一条第二項第一号イ（3）（i-i）、第十一条の規定による改正前の特別養護老人ホーム基準第三十五条第四項第一号イ（4）（i-i）及び第六十一条第四項第一号イ（4）（i-i）並びに第十三条の規定による改正前の介護医療院基準第四十五条第二項第一号イ（3）（i-i）の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

第十一條 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新地域密着型サービス基準百五十二条第二項第三号(新地域密着型サービス基準百六十九条において準用する場合を含む)、新養護老人ホーム基準第二十四条第二項第三号、新指定介護老人福祉施設基準第二十一条第二項第三号(新指定介護老人福祉施設基準第二十九条において準用する場合を含む)、新介護老人保健施設基準第二十九条第二項第三号(新介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む)、新介護療養型医療施設基準第二十八条第二項第三号(新介護療養型医療施設基準第五十条において準用する場合を含む)、新特別養護老人ホーム基準第二十六条第二項第三号(新特別養護老人ホーム基準第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む)、新軽費老人ホーム基準第二十六条第二項第三号(新軽費老人ホーム基準第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む)及び新介護医療院基準第三十三条第二項第三号(新介護医療院基準第五十四条において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設、養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

附 則（令和六年一月二五日厚生労働省令第一六号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第四条 この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、新居宅サービス等基準第三十九条の二(新居宅サービス等基準第一百四十三条の十三、第一百四十条の十五、第一百四十条の三十二、第一百五十五条(新居宅サービス等基準第二百五十五条の十二において準用する場合を含む)において準用する場合を含む)の規定の適用については、

む。)及び第百九十二条において準用する場合を含む)、新地域密着型サービス基準第八十六条の二(新地域密着型サービス基準第一百八十九条、第一百二十九条、第一百五十七条、第一百六十九条及び第一百八十二条において準用する場合を含む)、新介護予防サービス等基準第一百五十九条、第一百六十六条、第一百八十五条、第一百九十五条(新介護予防サービス等基準第二百十条において準用する場合を含む)及び第二百四十五条(新介護予防サービス等基準第一百四十九条において準用する場合を含む)、新指定介護老人福祉施設基準第三十五条の三(新指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む)、新地域密着型介護予防サービス基準第六十二条の二(新地域密着型介護予防サービス等基準第八十五条において準用する場合を含む)及び第二百四十五条(新介護予防サービス等基準第一百四十九条において準用する場合を含む)、新指定介護老人福祉施設基準第三十五条の三(新指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む)、新介護老人保健施設基準第三十六条の三(新介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む)、新特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(以下「新特別養護老人ホーム基準」という)第三十二条の三(新特別養護老人ホーム基準第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む)及び新介護医療院基準第四十条の三(新介護医療院基準第五十四条において準用する場合を含む)の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第六条 この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、新地域密着型サービス基準第一百五十二条第一項(新地域密着型サービス基準第二百六十九条において準用する場合を含む)、新介護老人ホームの設備及び運営に関する基準(以下「新特別養護老人ホーム基準」という)第三十二条の三(新特別養護老人ホーム基準第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む)及び新介護医療院基準第四十条の三(新介護医療院基準第五十四条において準用する場合を含む)の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第二十五条第一項、新指定介護老人福祉施設基準第二十八条第一項(新指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む)、新介護老人保健施設基準第三十条第一項(新介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む)、新特別養護老人ホーム基準第四十二条第一項(新特別養護老人ホーム基準第二十七条规定の適用については、